

【委託業務成績評定の通知について】

予定価格が100万円以上の業務委託については、完了検査が終了した後（設計及び監理業務委託の場合は、各業務の完了検査が終了した後）、委託業務成績評定点（設計業務委託の場合は、管理技術者評定点を含む。）を受託者に通知いたします。

委託業務成績評定点の通知事務を円滑に行うため、受託者は、宛名（受託者の住所等）を明記し、84円切手を貼った封筒1通（設計及び監理業務委託の場合は2通）を、委託業務契約時に県有施設営繕課総務契約係へ提出してください。

なお、JV委託につきましては、共同企業体の代表者あてに通知しますので、代表者あての封筒1通を提出してください。